

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税について（お知らせ）

1 税額決定・納税通知書について

所得税及び市民税・県民税の申告について、3月18日以降に申告書を提出された場合は、税額決定・納税通知書には反映されないことがあります。

この場合、順次、税額の変更または決定通知書をお送りしますので、ご理解とご了承のほどお願いします。

2 税制改正について

1 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の拡充について

(1) 借入限度額の上乗せ

子育て世帯（19歳未満の扶養親族を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が認定住宅等の新築もしくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得、または買取再販認定住宅等の取得をして、令和6年中に入居の場合、令和4・5年入居の場合の住宅ローン控除の上限額が維持されます。

改正後（令和6年入居の場合）

住宅の区分		認定住宅	ZEH 水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯 若者夫婦世帯	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	上記以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

(2) 新築住宅の床面積要件の緩和措置の延長

新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和6年12月31日に延長されました。

2 令和7年度市民税・県民税における定額減税について

納税義務者の令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（国外居住者を除く。）を有する方（※）について、税額控除後の所得割額から1万円（税額控除後の所得割額が1万円未満の場合は、税額控除後の所得割額が限度。）が控除されます。

※納税義務者の令和6年中の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の方

◇ 税制改正について詳しく知りたい方は金沢市公式HPをご覧ください。



3 令和7年度 市民税・県民税・森林環境税の公的年金からの特別徴収（引き去り）について

1 対象となる方 [原則として次の(1)と(2)の両方の要件を満たす方]

- (1) 令和7年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、市民税・県民税・森林環境税の納税義務のある方
- (2) 年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金などを受給している方で、介護保険料が公的年金から特別徴収されている方

※ 上記の条件に該当していても、特別徴収とならない場合があります。

なお、**令和7年度において、新たに公的年金から特別徴収される方は、令和7年10月支給分の年金から開始となります。**そのため、令和7年度の市民税・県民税・森林環境税の税額の半分については、普通徴収（第1期及び第2期）により納めていただくことになります。

※ **この制度は納税方法が変わるだけで、新たな税負担が生じるものではありません。**

2 公的年金以外の所得から計算した市民税・県民税・森林環境税の納税方法

給与所得や事業所得などの公的年金以外の所得に対する市民税・県民税・森林環境税については、これまでどおり普通徴収（納付書での納付又は口座振替）、又は給与からの特別徴収により納めていただくことになります。

4 納付方法について

1 納付方法

金沢市税は、金沢市指定の金融機関等の窓口や口座振替等で納めることができます。

eL-QR（地方税統一QRコード）が印刷された納付書は、以下の方法でお支払が可能です。

- ・「地方税お支払サイト」からの納付（クレジットカード決済・インターネットバンキングなど）
- ・eL-QRに対応した金融機関での窓口納付
- ・eL-QRに対応したスマートフォン決済アプリでの納付

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 地方税お支払サイト及びスマートフォン決済に関する注意事項

- ・納付手続きに係る通信費やクレジットカード納付等に係る利用料は利用者負担となります。
- ・納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- ・地方税お支払サイト又はスマートフォン決済アプリを利用して納付した場合は、領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、窓口（金融機関又はコンビニエンスストア）で納付してください。
- ・納税証明書の発行については、入金確認までに期間を要します。すぐに納税証明書が必要な場合は、地方税お支払サイト又はスマートフォン決済を利用せず、窓口（金融機関又はコンビニエンスストア）で納付の上、領収証書を金沢市役所本庁又はお近くの各市民センターに持参してください。

◇ 納付方法について詳しく知りたい方は金沢市公式HPをご覧ください。



◆お問合せ先◆ 市民税課 TEL 076(220)2161~2163、2166
FAX 076(220)2154